

# 仕 様 書

## 1 適用

本仕様書は、「令和7年度 村民センター舞台照明LED化工事」に適用します。

本工事は、この仕様書及び設計図書等（以下「関係図書」という）に基づき、工事目的、工事内容等を熟知した後、監督職員の指示に従い誠実に履行してください。

## 2 工事概要及び設備対象等

南箕輪村村民センターホール舞台及び客席ほかホール内の照明器具をLED化するための改修工事です。

- (1) 設計書の各種LED照明器具は、記載してある製品と同等品以上とします。
- (2) 各種LED照明器具の種類及び数量は設計書摘要欄記載のものとします。
- (3) 設計書に基づく金額の算定にあたり、各種別の単価には既存照明器具の取外し及びLED照明器具の取付に係る作業費を含むものとします。

## 3 工事箇所

南箕輪村民センター（別紙図面を参照）

## 4 工期

本工事の工期は、契約締結日より令和8年8月31日までとします。

## 5 工程

工程については、村民センターの事業日程と調整する必要があるため、契約後速やかに南箕輪村教育委員会事務局社会教育係担当と協議を行い、休日の施工も含めて検討し、綿密な工程及び工事計画により施工してください。

## 6 法令の遵守

受注者は工事の施工にあたっては、関係法令、基準及び規格等を守って工事の円滑な進捗を図ってください。

## 7 現場管理

- (1) 受注者は工事の施工にあたり、安全及び公害防止に関する諸法規、規定を厳守し、人身及び施設の事故防止、公害の防除、公衆の安全に万全を期してください。
- (2) 現場代理人は、現場に常駐し、施工管理、作業員の指導監督及び関係各所との連絡を密にし、工事の進捗に支障のないように努めてください。

- (3) 他の施設の運転に支障のないように現場作業の区域を明確にし、工事に必要のない箇所には立入らないでください。
- (4) 工事用資材、工具類の保管および整頓に留意してください。万一、破損、紛失等があっても受注者の責任によるものとします。
- (5) 受注者は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、または第三者に損傷を与えた事故が発生したときには、応急処置をとるとともに、速やかにその状況を村に報告してください。

## 8 施工にあたっての注意事項

本工事は既設の舞台照明器具の制御盤等の一部改修も含む工事となります。施工に際しては、既設の照明器具制御盤等との調整を図ってください。

## 9 撤去品の処理

- (1) 産業廃棄物が発生する場合は、関係法令に従い適正に処理するとともに、処理状況を確認できる各書類を整理、保管してください。また、施工計画書に処理業者及び運搬業者の各許可証と契約書の写しを添付してください
- (2) 産業廃棄物は受注者の責任において、契約期間内に処理してください。また、マニフェストの写しを提出してください。

## 10 工事完成

本工事の完了は、工事竣工検査に合格したときとします。なお、工事竣工検査には現場代理人及び主任技術者が必ず立ち会ってください。

# 令和7年度 村民センター 舞台照明LED化工事 電気設備工事特記仕様書

## I 工事概要

1 工事場所 上伊那郡南箕輪村 4840-1・4840-2

## 2 建物概要

建物名称	構造	階数	延面積(m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一の区分	備考
村民センター	RC造 (一部S造)	2	2,395.80	(16)	

## 3 工事種目

工事種目	項目	建物別及び屋外
電灯設備	○	
動力設備	幹線、分歧	
電熱設備	幹線、分歧	
雷保護設備		
受変電設備		
電力貯蔵設備		
静止形電源設備	直流電源装置	
発電設備		
空調機器電源接続	2次側電源接続	
構内情報通信網設備	LAN用配管	
構内交換設備	電話設備	
情報表示設備	時計設備	
映像・音響設備		
拡声設備		
誘導支援設備	インターホン・トイレ呼び出し設備	
テレビ共同受信設備		
監視カメラ設備		
駐車場管制設備		
防犯・入退室管理設備	予備配管	
自動火災報知設備		
自動閉鎖設備		
非常警報設備	非常放送装置	
ガス漏れ警報設備		
中央監視制御設備		
非常自家発電設備		
構内配電線路		
構内通信線路		
昇降機設備		・

## II 管理技術者等

設計事務所名	管理技術者
有限会社 ワイズ創造研究所	唐沢 豊

主任担当技術者	担当技術者
意匠担当	
(有)ワイズ創造研究所 唐沢 豊	(有)ワイズ創造研究所 伊藤 範文
構造担当	
(有)ワイズ創造研究所 唐沢 豊	(有)ワイズ創造研究所 伊藤 範文
積算担当	
(有)ワイズ創造研究所 唐沢 豊	(有)ワイズ創造研究所 伊藤 範文
電気保安技術者	
電気工事士	
実施工程表及び施工計画書	
使用材料発注先調書	
機械設備担当	

## III 工事仕様

### 1 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様書に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房工事標準部「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)」(以下、「標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)」(以下、「改修標準仕様書」という)及び「公共建築設備工事標準(電気設備工事編)(最新版)」(以下、「標準図」という。)による。

(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

## 2 特記仕様

特記仕様は別紙「特記仕様書(共通事項)」によるほか次の各項目による。

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

## 3 特記事項

### ① 機材等

本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等なものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。

下表に示す材料・機材等(○印のもの)の製造者は次の1)から6)のすべての事項を満たすものとし、この証明となる資料または外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し、承諾を受けるものとする。

材 料 ・ 機 材 名	材 料 ・ 機 材 名
○ LED照明器具	・ 電気旋
・	・
・	○ その他、監督員の指示によるもの

(社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価基準」における評価対象となる電気設備機材

1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。  
2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。  
3) 安定的な供給が可能であること。  
4) 法令等が定める場合は、その許可・認可・認定または免許を取得していること。  
5) 製造または施工の実績があること。  
6) 売場、保守等の営業体制が整えられていること。

### ② 機材の品質・性能証明

本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。

(1) 合成木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、上塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。

(2) 保溫材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。

(3) 接着剤はタルクジーナー・ブチル及びタルクジーナー・エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。

(4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。

(5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。

なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとする。

ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。

また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。

ホルムアルデヒドの放散量

該当する建築材料

① JIS及びJASのF☆☆☆規格品

② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品

③ 下記表示のあるJAS規格品

a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用

b 接着剤等不使用

c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用

d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用

e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用

f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用

規制対象外

① JIS及びJASのF☆☆☆規格品

② 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品

③ 旧JISのE規格品

④ 旧JASのF O O規格品

⑤ 公共建築工事積算基準の解説(設備工事編)の「執務並行改修」

工事現場の電気工作物(電路、自動屏、自動シャッター、電動機等も含む)の保安業務を行いうものとする。

契約電力500kW以上の電気工作物において、第一種電気工事士により施工を行う。

(1) 実施工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。

(2) 工種別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承諾を受けること。

使用材料名、製造業者名、発注先等を記載した調書を作成し提出する。

(1) 引渡しを要するもの ○無 有 ( )

(2) 引渡しを要するもの以外 ○構外搬出し、関係法令により適切に処理をする。

(3) 特別管理産業廃棄物 ○有 ( ) (R:使用機器:関連法令により適切に処理し廃物管理者に引き渡す。)

(4) 再利用による再資源化を図るの ○無 ( )

・無 ○有 ( ) (廃光管・コンクリート・木材・アスファルト・金属くず・ダンボール類)

○設けない 設ける(規模: )

・備品( )

すべて請負者の負担とする。

構内に作ることが ○できる できない

・別契約の関係請負者が定置したものは、無償で使用できる。

○本工事で設置する。

○内部仮設足場等(・賃料足場・移動式足場・移動式室内足場 ○さび緊結式足場

・外部足場 ○構造(施工箇所面に構造足場を設ける。) B種(施工箇所面に単管式足場を設ける。)

・C種(仮設ゴンドラを使用する。) D種(移動式足場を使用する。)

本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は請負者の負担とする。

○工事用電力・水・その他

## 3 特記事項

### ① 耐震施工

工事の着手に先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。

標準仕様書及び別表による。

取外し再使用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。

ただし、絶縁劣化等で使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。

設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2005版(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

(1) 設計用水平地震力

機器の重量 [kg g f] に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。

なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は次による。

### 4 設計用標準水平地震度

設置場所	機器種別
------	------